

令和4年度滋賀県障害福祉処遇改善事業費補助金計画書

1 基本情報

フリガナ	ビヤクレン				
法人名	白蓮				
法人所在地	〒	524-0055			
	滋賀県守山市十二里町560 もりやま作業所				
フリガナ	トカジ アツシ				
書類作成担当者	戸梶 敦				
連絡先	電話番号	077-585-0526	FAX番号	077-585-0813	E-mail
	byakuren@cocoa.plala.or.jp				

2 賃金改善計画について

※本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。

※本様式では下記の要件を確認しており、オレンジセル3カ所が「○」でない場合、補助金の交付要件を満たしていない。

I 補助金による賃金改善を行う総額が補助金による収入額を上回ること

II 賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てること

① 令和4年度滋賀県障害福祉処遇改善事業費補助金の見込額		1,072,880	円	要件 I ○	
② 賃金改善の見込額(i - ii)(右欄の額は①欄の額を上回ること)		1,132,800	円		
i) 賃金改善実施期間(④)に補助金により賃金改善を行う場合の障害福祉職員等の賃金の総額(見込額)		33,614,400	円		
ii) 前年度(賃金改善実施期間に相当する期間)の障害福祉職員等の賃金の総額【基準額】		32,481,600	円		
③ ベースアップ等による賃金改善の見込額					
i) 障害福祉職員の賃金改善見込額	(うち、ベースアップ等による賃金改善の見込額)	1,132,800	円	要件 II ○	
		792,960	円		( 70.00 ) %
		(一月あたり) 99120	円		
ii) その他の職員の賃金改善見込額	(うち、ベースアップ等による賃金改善の見込額)	0	円	○	
		0	円		( 0.00 ) %
		(一月あたり) 0	円		
④ 補助金による賃金改善実施期間		令和4年 2 月 ~ 9 月			

【記入上の注意】

・ ② i) 「賃金改善実施期間に補助金により賃金改善を行う場合の障害福祉職員等の賃金の総額(見込額)」には、補助金による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

3 令和4年度滋賀県障害福祉職員処遇改善事業費補助金により賃金改善を行う賃金項目及び方法

賃金改善を行う給与の種類	ベースアップ等	<input type="checkbox"/> 基本給	<input type="checkbox"/> 決まって毎月支払われる手当(新設)	<input type="checkbox"/> 決まって毎月支払われる手当(既存の増額)
	その他	<input checked="" type="checkbox"/> 手当(新設)	<input type="checkbox"/> 手当(既存の増額)	<input type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他 ( )
具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)			
	<input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 ( )			
(賃金改善に関する規定内容) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。				
当該補助金を財源とした手当の新設				

以下の点を確認し、該当の場合はチェックをお願いします。すべて該当しなければ補助金の交付は受けられません。

確認項目	証明する資料の例
<input checked="" type="checkbox"/> 令和4年2月時点で福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)、(Ⅱ)または(Ⅲ)を算定しており、それ以降においても、同加算を継続して算定しています。	—
<input checked="" type="checkbox"/> 令和4年2月から賃金改善を実施しています。	—
<input checked="" type="checkbox"/> 令和4年2月から行う賃金改善について、交付された補助金は賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給または決まって毎月支払われる手当の引上げに充当することを基本とします。ただし、就業規則等の改定に時間を要するなど、やむを得ない場合は、令和4年2月分および3月分については、一時金等で対応しています。	—
<input checked="" type="checkbox"/> 賃金改善は、基本給、手当、賞与等のうち対象とする賃金項目を特定した上で行うものとし、この場合、特定した賃金項目を含め、賃金水準を低下させません。	—
<input checked="" type="checkbox"/> 令和4年10月以降においても、本事業により講じた賃金改善の水準を維持します。	—
<input checked="" type="checkbox"/> 補助金相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、給与規程
<input checked="" type="checkbox"/> 補助金として交付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
<input checked="" type="checkbox"/> 補助金の対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。	勤務体制表
<input checked="" type="checkbox"/> 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
<input checked="" type="checkbox"/> 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
<input checked="" type="checkbox"/> 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

※ 各証明資料は、滋賀県からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※ 本表への虚偽記載の他、補助金の請求に関して不正があった場合は、交付金を返還することとなる場合がある。

計画書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 4 年 4 月 7 日

法人名 白蓮  
代表者 職名 理事長

氏名 佐伯 一恵